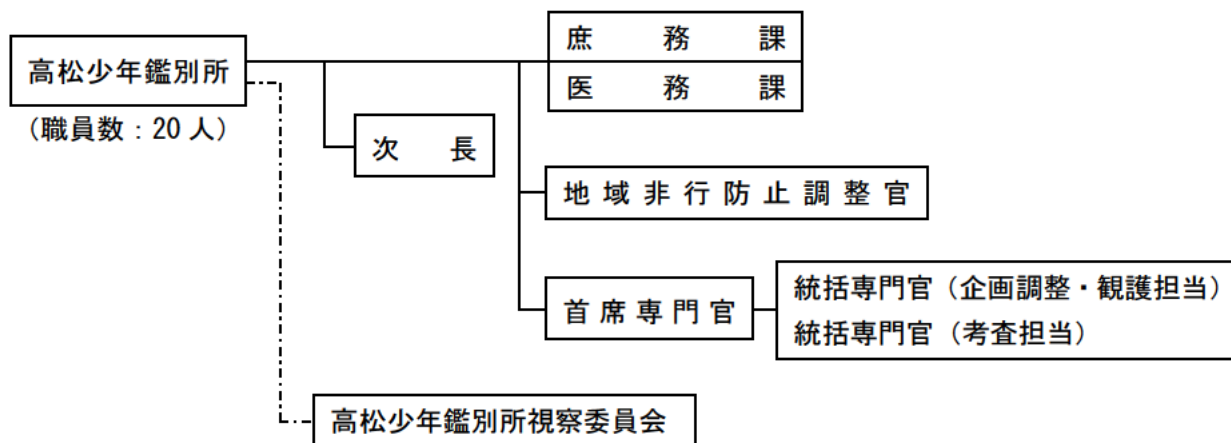


高松少年鑑別所

〒760-0071 高松市藤塚町 3-7-28

TEL (087) 834-1770 FAX (087) 835-7488

〔組織及び職員数〕



設 置 根 拠	法務省設置法第 8 条、第 11 条、少年院及び少年鑑別所組織規則第 12 条
所 掌 事 務	1 鑑別対象者の鑑別を行うこと 2 観護の措置が執られて少年鑑別所に收容される者その他法令の規定により少年鑑別所に收容すべきこととされる者及び收容することができることとされる者を收容し、これらの者に対し必要な観護処遇を行うこと 3 少年鑑別所法の定めるところにより、非行及び犯罪の防止に関する援助を行うこと
情報公開・個人情報保護窓口	担当：高松矯正管区 第一部 総務課 TEL (087) 822-4455 (注) 高松少年鑑別所に関する情報の開示請求等は、高松矯正管区の上記窓口で受け付けています。
各種相談・案内窓口	相談・案内の名称：法務少年支援センター高松 対象範囲（内容）：子供の能力・性格の調査、問題行動の分析や指導方法の提案、子供や保護者に対する心理相談、事例検討会等への参加、研修・講演、法教育授業等、地域の関係機関等が主催する協議会等への参画、成人に対する心理相談・問題行動の分析、その他 担 当 課：考査担当 受 付 電 話 番 号：(087) 834-7112 窓 口 受 付：平日 8:30～17:00 電 話 受 付：平日 9:00～17:00 (いずれも、12:15～13:00 の間を除く)